

事務連絡
令和3年3月31日

都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

臨床研修マッチング前の研修医の募集及び採用に係る留意事項について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
令和4年度より開始となる地域医療重点プログラム及び基礎研究医プログラムにおきましては、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日医政発第0612004号、令和2年3月30日一部改正）」（以下、「施行通知」という。）の5（1）アの（キ）⑤及び（ク）⑦のとおり臨床研修マッチング前に研修医の募集及び採用の決定ができることとなっております。

この度、臨床研修マッチング前の募集及び採用に係る留意事項について下記のとおりとしたのでご確認の上、該当する臨床研修病院宛て周知願います。

なお、本件については医師臨床研修マッチング協議会とも協議済みです。

記

- 1 地域医療重点プログラムにおける研修医の募集及び採用に係る留意事項
 - ア 都道府県において当該プログラムの選考対象となる、臨床研修期間中に従事要件等が課されている者に対し、当該プログラムに係る具体的な内容について周知を行うこと。
 - イ 当該プログラムにおける採用にあたっては、採用とならなかった者が臨床研修マッチングに参加できるよう配慮した採用日程を組むこと。
 - ウ 当該プログラムに採用された学生が、臨床研修マッチングに参加しないよう、氏名・出身大学名を臨床研修マッチングの参加登録締切日より前に厚

生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室宛て情報提供することで、医師臨床研修マッチング協議会と当該情報を共有し、医師臨床研修マッチング協議会事務局にて臨床研修マッチングを行わないようにすることができる。ただし、当室へ情報提供する前に当該学生の同意を必ずとること。また、臨床研修マッチングにおける都道府県による地域枠学生の従事要件情報の確認も合わせて留意すること。

エ なお、臨床研修マッチングに登録し、マッチした者は、原則、臨床研修マッチングの結果に従うことから、当該プログラムの採用の前後を通じ、採用予定者に対し、臨床研修マッチングに参加しないよう周知を行うこと。

2 基礎研究医プログラムにおける研修医の募集及び採用に係る留意事項

ア 当該プログラムを策定した大学病院は、当該プログラムを希望する者に対し、当該プログラムに係る具体的な内容について周知を行うこと。

イ 当該プログラムにおける採用にあたっては、採用とならなかった者が臨床研修マッチングに参加できるよう配慮した採用日程を組むこと。

ウ 当該プログラムに採用された学生が、臨床研修マッチングに参加しないよう、氏名・出身大学名を臨床研修マッチングの参加登録締切日より前に厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室宛て情報提供することで、医師臨床研修マッチング協議会と当該情報を共有し、医師臨床研修マッチング協議会事務局にて臨床研修マッチングを行わないようにすることができる。ただし、当室へ情報提供する前に当該学生の同意を必ずとること。

エ なお、臨床研修マッチングに登録し、マッチした者は、原則、臨床研修マッチングの結果に従うことから、当該プログラムの採用の前後を通じ、採用予定者に対し、臨床研修マッチングに参加しないよう周知を行うこと。